

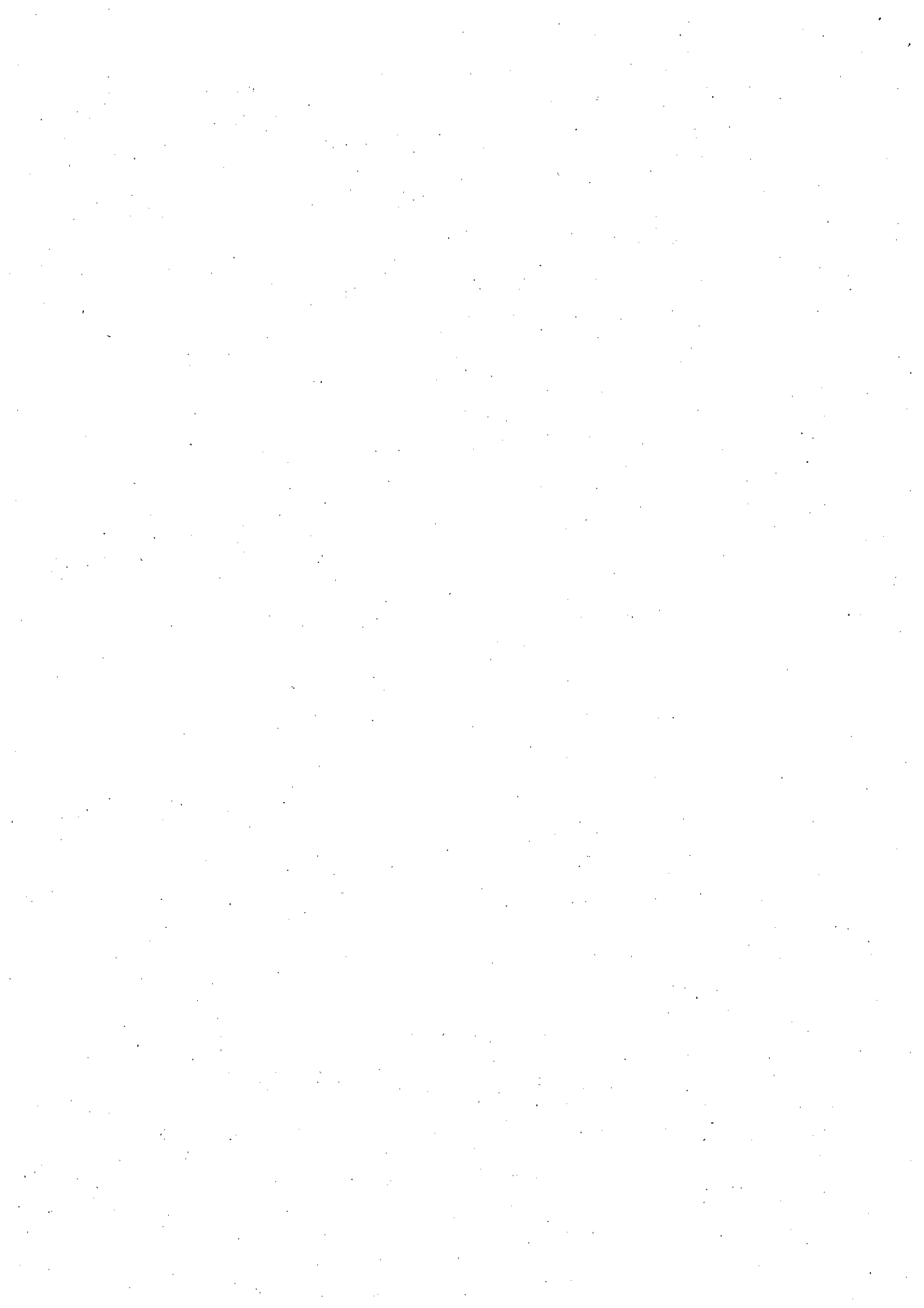
所管事項に関する資料

< 目 次 >

1	機 構 及 び 職 員 数	P1
2	事 務 分 掌	P2
3	所 管 事 務 の 現 況 等	P4
	(1) 都 市 経 営 室	(P4)
	(2) 長 崎 創 生 推 進 室	(P5)
	(3) 移 住 支 援 室	(P6)
	(4) 大 型 事 業 推 進 室	(P7)
	(5) 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 推 進 室	(P8)
	(6) 開 港 4 5 0 周 年 事 業 推 進 室	(P9)
	(7) 財 政 課	(P10)
4	新 市 庁 舎 建 設 事 業 に つ い て	P11

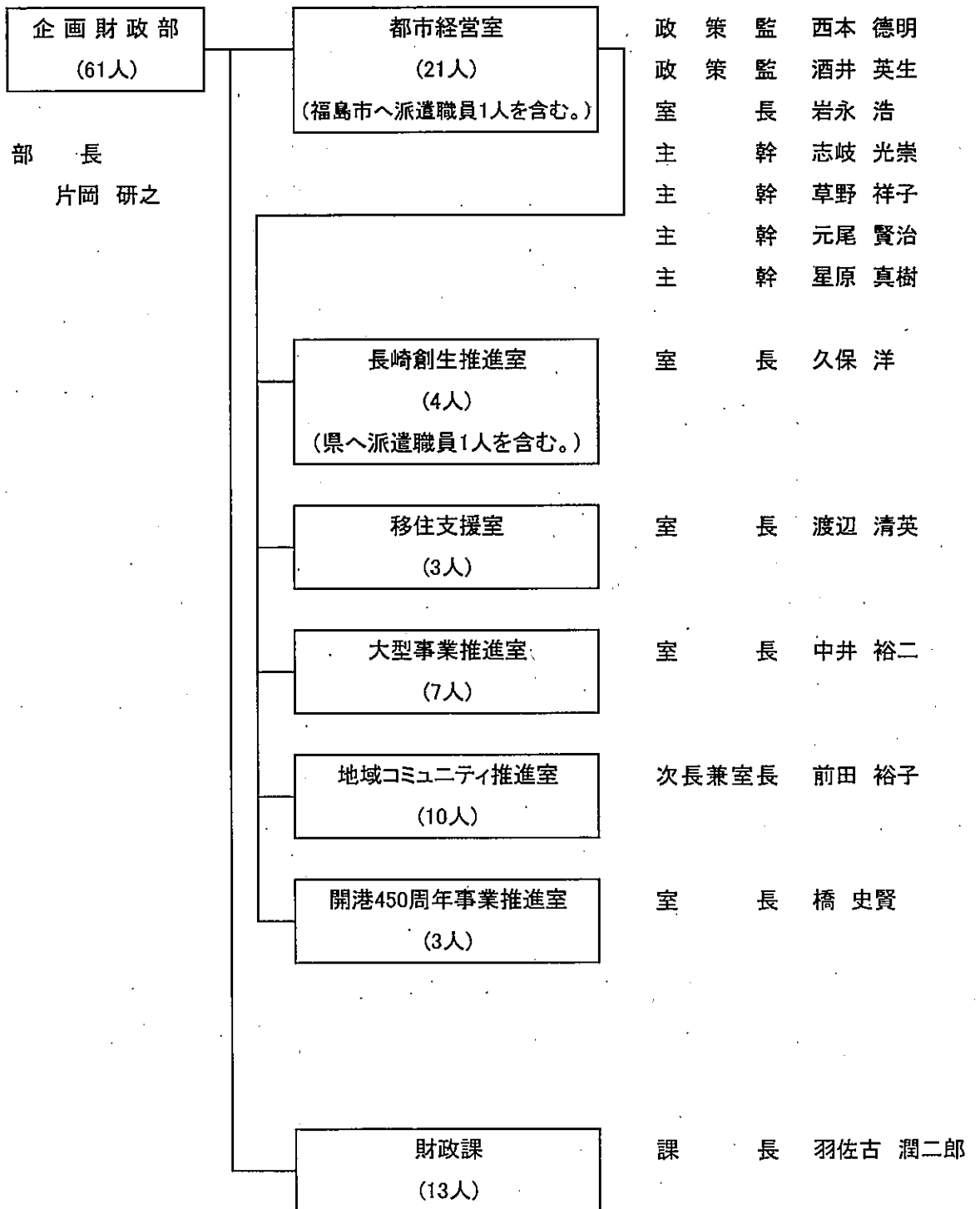
企画財政部

令和2年6月



1 機構及び職員数

企画財政部機構図 (R2.5.1現在)



2 事 務 分 掌

部	課・室	分掌事務
企画財政部	都市経営室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部の統括に関すること。 (2) 基本構想並びに長期計画その他行財政の総合的な計画、推進及び調整に関すること。 (3) 政策評価に関すること。 (4) 道州制に関すること。 (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項に規定する大綱に関すること。 (6) 総合教育会議に関すること。 (7) 都市経営会議及び都市経営執行会議に関すること。 (8) 地域振興計画等に関すること。 (9) 広域行政に関すること。 (10) 職場の活性化に関すること。 (11) 総合計画審議会に関すること。 (12) 長崎創生推進室、移住支援室、大型事業推進室、地域コミュニティ推進室及び開港450周年事業推進室に係る庶務、予算の経理及び連絡調整に関すること。 (13) 部内事務の連絡調整に関すること。
	長崎創生推進室	<ul style="list-style-type: none"> (1) まち・ひと・しごと創生総合戦略の総合的な推進及び調整に関すること。 (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会に関すること。
	移住支援室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 移住支援に関すること。 (2) ながさき移住ウェルカムプラザとの連絡調整に関すること。
	大型事業推進室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市庁舎建設に関すること。 (2) 県庁舎跡地活用に関すること。
	地域コミュニティ推進室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域コミュニティのしくみづくりの推進及び支援に関すること。 (2) 地域コミュニティに係る総合調整に関すること。 (3) 地域福祉の推進に関すること。 (4) 地域コミュニティ推進審議会に関すること。

部	課・室	分掌事務
企画財政部	開港450周年事業推進室	(1) 開港450周年事業等の推進に関する事
	財政課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 財政計画に関する事。 (2) 予算の編成及び予算執行の総括管理に関する事。 (3) 市債に関する事。 (4) 地方交付税に関する事。 (5) 一時借入金に関する事。 (6) 地方財政状況調査及び公共施設状況調査に関する事。 (7) 決算に係る主要施策の成果説明書等に関する事。 (8) 財政公表に関する事。

3 所管事務の現況等

(1) 都市経営室

事 項	内 容
1 総合的な企画の立案、推進及び調整	<p>総合的な計画及び整備を要する特定の事務で、特に重要なものを掌握する。</p> <p>(1) 総合的な企画の立案、推進及び調整 (2) 総合計画の策定及び進行管理 (3) 重点プロジェクトの進行管理 (4) 市長マニフェストに関する事業の進行管理 (5) 「教育大綱」の進行管理 (6) 「国土強靱化地域計画」の進行管理</p>
2 会議の運営	<p>都市経営会議、都市経営執行会議、戦略会議及び重点プロジェクト会議並びに総合教育会議を開催する。</p>
3 地域振興の推進及び調整	<p>各種計画の進捗状況管理を行うことにより、地域の振興を図る。</p> <p>(1) 市町村建設計画・過疎地域自立促進計画・辺地総合整備計画・地域振興計画の進捗管理 (2) 過疎・離島・半島に関する構成団体間の連携を図り、国・県への要望活動等の実施</p>
4 連携中枢都市圏構想の推進	<p>近隣市町との連携中枢都市圏構想の推進を図り、連携中枢都市圏ビジョンの進捗について、事業の実施状況及び成果指標の推移を踏まえ、事業内容の充実を図る。</p> <p>また、現ビジョンの計画期間が令和2年度に終了するため、令和3年度を開始時期とする次期ビジョンの策定を行う。</p>
5 政策評価	<p>市政運営の基本システムとして「政策評価制度」の円滑な推進を図り、より効率的で質の高い行政、市民にわかりやすい行政の実現を目指す。</p>
6 「游学のまち長崎」推進事業	<p>游学のまちづくりに向けた取組みを行う。</p> <p>(1) 学生地域連携活動支援事業 「游学のまち de やってみゅーで“U-サポ”」の実施 (2) 游学のまち長崎の情報発信</p>
7 行政マネジメント	<p>市民起点の意識を持って仕事に取り組む職員の育成及び成果をあげながら成長していく組織(市役所)づくりを進める。</p>
8 「長崎×若者」推進事業	<p>「若者が楽しみ、活躍できるまち」をめざした取組みを行う。</p> <p>(1) 「若者が楽しむことができる場」の創出 (2) 「若者がチャレンジできる場」の創出</p>

(2) 長崎創生推進室

事 項	内 容
1 まち・ひと・しごと創生総合戦略の総合的な推進	<p>令和2年度から5年間を計画期間とし、人口減少の克服と地域活力の向上に向け策定した、「第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に関する情報等の集約、進行管理、分析、検証、課題抽出等の業務を行う。</p> <p>(1) 総合戦略推進に向けた各施策の進行管理 (2) 国の制度、施策に対応した総合的調整 (3) まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の運営</p>
2 人口減少の克服と長崎創生の推進	<p>(1) 長崎創生プロジェクト事業認定制度 まちづくりの様々な担い手が人口減少の克服、長崎創生に取り組むための機運の醸成及び自主的・主体的な取組みの促進を図るため、第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標及び特定目標に適合した事業者等の取組みを認定する。</p> <p>(2) 交流の産業化リーディング事業費補助金 民間の「交流の産業化」に資する取組みを支援し、交流の産業化を加速させていくため、事業を公募し、有識者による審査を経て補助金を交付する。</p> <p>(3) 長崎〇〇LOVERSプロジェクト 長崎市民の愛する声を集めて、長崎の日常の魅力を発信する「長崎LOVERSプロジェクト」の取組みを推進し、市民の「シビックプライド」を高めるとともに、新しい長崎ファンをつくって長崎市への新たな来訪者を増やし、ひいては、滞在期間の延長などによる消費拡大に向けた取組みを進める。</p>
3 婚活支援の充実	<p>(1) 「ながさきで婚活」応援事業 結婚を望む市民の希望を実現するため、独身者に対する出会いの機会の提供や結婚に対する意識の醸成に取り組む。</p>

(3) 移住支援室

事 項	内 容
1 移住・定住促進	<p>人口減少を克服し、新しい人の流れを創出するため、関係所属及び関係機関と連携し、移住・定住促進に向けた取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 移住相談窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」の運営(2) 無料職業紹介による移住希望者と企業等との仕事のマッチング(3) 県及び県内全市町が協働で運営する「ながさき移住サポートセンター」と連携した移住支援の実施(4) 東京都や福岡市など大都市での移住相談会への参加及びお盆などの帰省時期に併せた移住相談会の開催(5) 移住支援補助金、子育て世帯ウェルカム補助金の交付(6) 移住支援に関する情報発信・受付

(4) 大 型 事 業 推 進 室

事 項	内 容
1 新庁舎建設の推進	現在の市庁舎は、老朽化や耐震性能の不足、窓口や執務室の分散など、解決を急ぐべき課題を多く抱えていることから、市民が利用しやすく、安全・安心の拠り所となる新たな市庁舎の着実な整備に取り組む。
2 県庁舎跡地活用に係る県との調整	県庁舎跡地は、長崎市にとっても重要な場所であることから、県民・市民にとってより良い活用となるよう、県との調整を図る。

(5) 地域コミュニティ推進室

事 項	内 容
1 地域コミュニティ連絡協議会の 設立支援	<p>(1) 協議会設立に向けた機運醸成を図るため、地域コミュニティのしくみづくりについての説明会等制度について理解を深める場を設ける。</p> <p>ア わがまちみらい情報交換会の開催 イ 地域におけるまちづくり実践者派遣講座</p> <p>(2) 「まちづくり計画」の策定のための話し合いの場の開催を支援する。</p> <p>(3) 地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会に対して、まちづくり計画の策定等にかかる会議、広報、視察等に要する経費を財政的に支援する。</p> <p>ア 地域コミュニティ連絡協議会設立準備交付金</p>
2 地域コミュニティ連絡協議会の 運営支援	<p>(1) 総合事務所、地域センターと連携し、地域コミュニティ連絡協議会の運営に関する様々な支援を行う。</p> <p>(2) 地域コミュニティ連絡協議会に対して、まちづくり計画に基づく活動及び運営に係る経費を財政的に支援する。</p> <p>ア 地域コミュニティ推進交付金</p>
3 人材育成	<p>(1) 地域の担い手などを対象とした講座を開催し、一体的な地域運営に必要とされる知識やスキル等の習得に向けた支援を行う。</p> <p>ア わがまちみらいマネジメント講座の開催</p> <p>(2) 地域コミュニティ連絡協議会設立に向けたまちづくりを支援する職員の資質向上を図る。</p> <p>ア 話し合いの場で必要な能力研修 イ 職場内研修</p>
4 地域コミュニティ推進審議会	<p>(1) 地域福祉計画を包含する「(仮称)地域自治振興計画」の策定及び推進に関して市民から意見聴取を行う。</p>

(6) 開港450周年事業推進室

事 項	内 容
1 開港450周年事業等の推進に関すること	長崎県、長崎商工会議所、長崎市を発起人とする官民 142 団体で構成する長崎開港450周年記念事業実行委員会の事務局として、各関係機関との調整を図り、令和3年度に記念事業を実施する。 令和2年度 実施計画等の作成 令和3年度 記念事業の実施

(7) 財 政 課

事 項	内 容
1 第四次総合計画及び重点プロジェクトと連動した予算編成	<p>第四次総合計画を着実に推進するため、重点プロジェクトをはじめとして、部局ごとの重点化方針・重点的施策などと連動した予算編成を行い、今後の市政発展と課題解決に向けた取り組みを一層強化する。</p> <p>中期的には大型事業が集中する見込みであることから、中長期財政シミュレーションの時点修正を適切に行いながら、健全で持続可能な行政運営に努める。</p>
2 健全な財政運営	<p>健全で持続可能な財政運営に努めるとともに、将来にわたり安定した市民サービスを提供していくため、行政経営プランの推進を図る。</p>

4 新市庁舎建設事業について

(1) 新市庁舎建設の基本的な考え方

- **不足している庁舎機能を拡充します**
転入・転出、婚姻、出生などのライフイベントに伴う手続きがワンストップでできる窓口、バリアフリーに対応したトイレや通路、市民の皆さんと行政などとの協働スペースなど、今までよりも質の高い行政サービスを提供します。
- **分散している庁舎を一棟に集約します**
現在の本館・別館のほか、7か所に分散している庁舎を集約し、業務の効率化と関連する部署の横方向の連携を密にすることで、市民の皆さんへのサービス向上に繋がります。
- **防災拠点として必要な性能、機能を確保します**
防災拠点施設として、万が一、災害が発生した際にも市民の皆さんを守り、支援することが出来る災害に強い庁舎を目指します。



(3) 建物計画

新庁舎は、低層部分と高層部分の組み合わせた建物とします。周囲と隣接している南側に低層部分、道路の幅が広い北側に高層部分を配置するとともに、高層部分は異なる高さ、色調等による分節化することなどで、圧迫感を抑え、周辺のまちなみとの調和を図ります。



(2) 新庁舎の目指すべき姿と基本方針

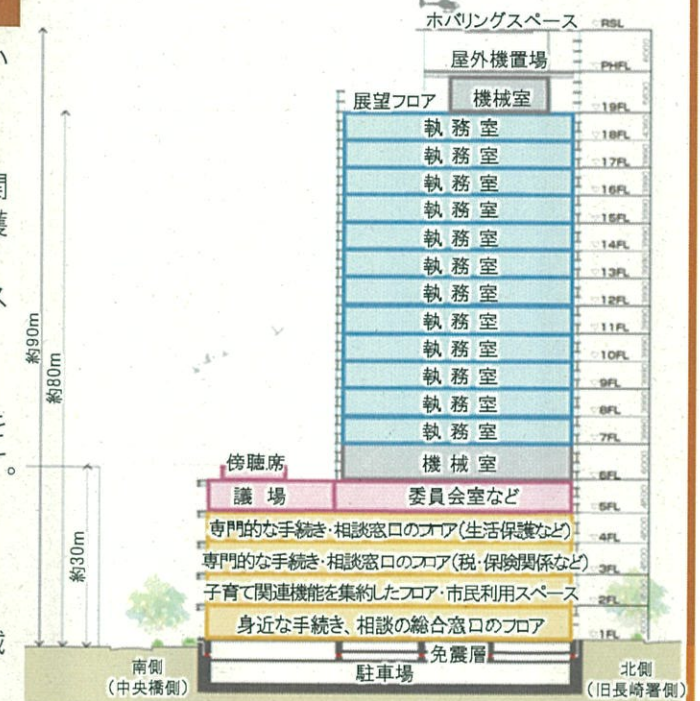
● 平成26年2月策定した「長崎市新庁舎建設 基本計画」に掲げる7つの**目指すべき姿と基本方針**

- 1 市民の皆さんに親しまれ、つながりの拠点となる庁舎**
 - 市民の皆さんが身近に感じ、親しまれる庁舎
 - 市民の皆さんとの協働や交流を進める庁舎
- 2 まちの活性化に貢献する庁舎**
 - まちなかの賑わいに寄与し、まちのシンボルとなるような庁舎
- 3 人と環境にやさしい庁舎**
 - 多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した庁舎
 - 自然エネルギーの活用により、環境負荷の低減と市民の皆さんの環境意識を高める庁舎
- 4 市民の皆さんの安全・安心な暮らしを支える庁舎**
 - 災害時に市民の皆さんを守り支援することができる災害に強い庁舎
- 5 市民の皆さんへ円滑なサービスを提供し、効率的な事務が行える機能的な庁舎**
 - 市民の皆さんへのサービス向上を図り、事務効率に配慮した機能的な庁舎
- 6 経済的で柔軟性のある庁舎**
 - コスト削減とともに、時代の変化に対応できる庁舎
- 7 開かれた議会、親しまれる議会機能を備えた庁舎**

(4) 建物フロア計画

市民の皆さんの身近な手続きや相談の窓口を来庁しやすい低層階に配置し、市民の皆さんの利便性向上を図ります。

- ▶ 「1階～4階」
1階は身近な手続きや相談の総合窓口、2階は子育て関連機能のワンストップ窓口、3階と4階は市税や生活保護などの専門的な相談窓口を配置します。また、2階に市民の皆さんが利用できる多目的スペースや会議室を配置します。
- ▶ 「5階～6階」
5階は議会の独立性を保ちながら機能的な議会運営を行うため、議会機能を集約し、6階に傍聴席を配置します。
- ▶ 「7階～18階」
市長室、危機管理機能及び執務室などを配置します。
- ▶ 「19階」
長崎の風景を一望することができる展望スペースと機械室の一部を配置します。



(5) 計画概要

■ 建築概要

敷地面積	6,710 m ²
建築面積	4,023 m ²
延べ面積	51,748 m ² (駐車場等を除く庁舎機能面積 46,228 m ²)
構造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造)、免震構造
階数	地上 19階、地下 1階、塔屋 1階

■ スケジュール



■ 事業費

種別	金額
設計、建設費等	約 251億円
既存庁舎解体費	約 7億円
その他移転費	約 6億円
合計	約 264億円

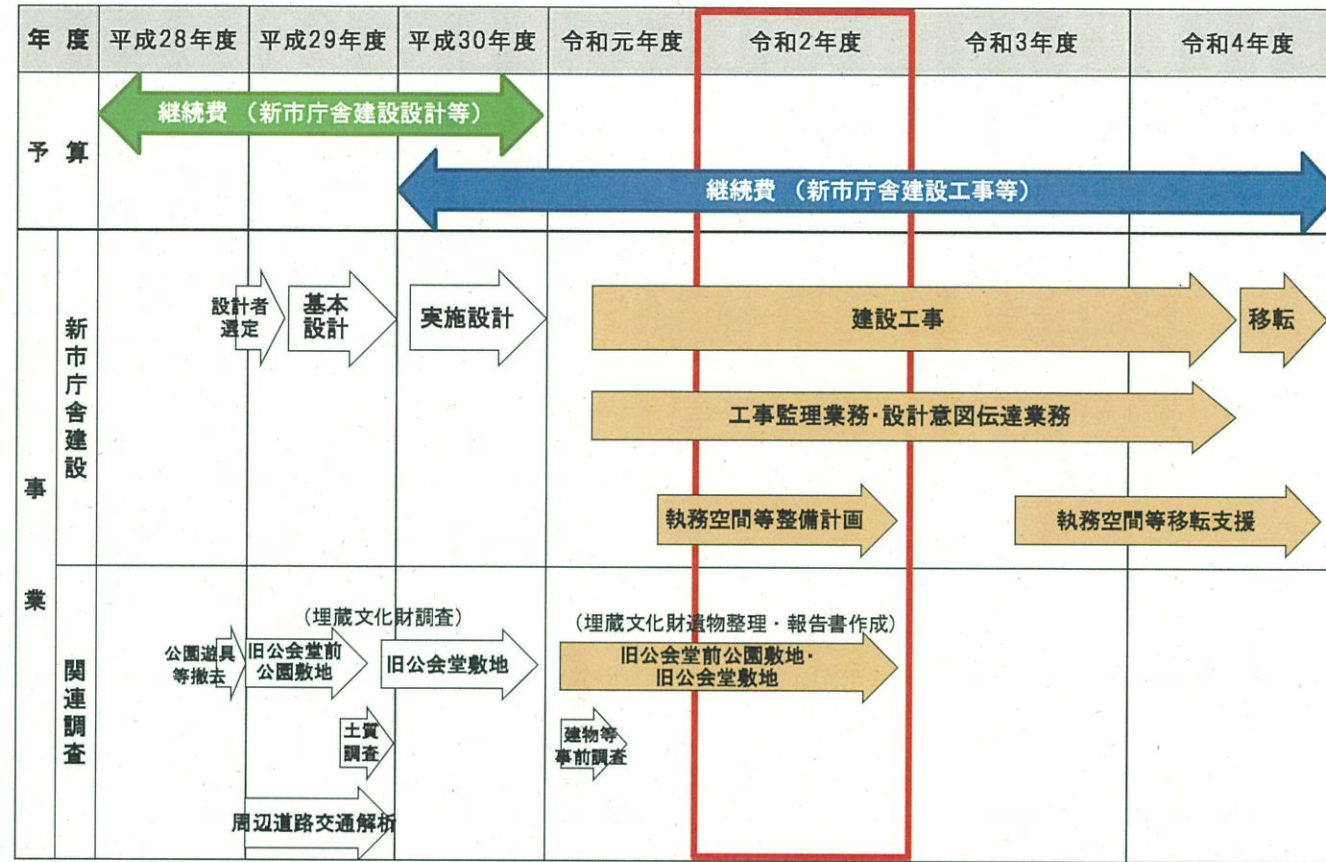
■ 財源

種別	金額
基金	約 160億円
国から支援※1	約 48億円
上下水道局の負担※2	約 27億円
今後の財政負担	約 29億円
合計	約 264億円

※1 国庫補助金、地方債のうち交付税措置額
※2 市の一般会計から独立して運営している上下水道局の負担金

(6) 事業進捗

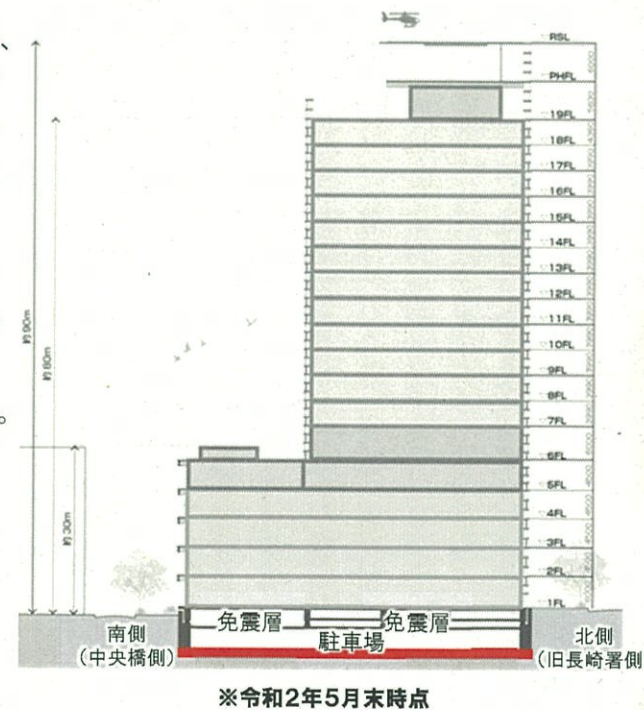
● 事業の全体進捗状況



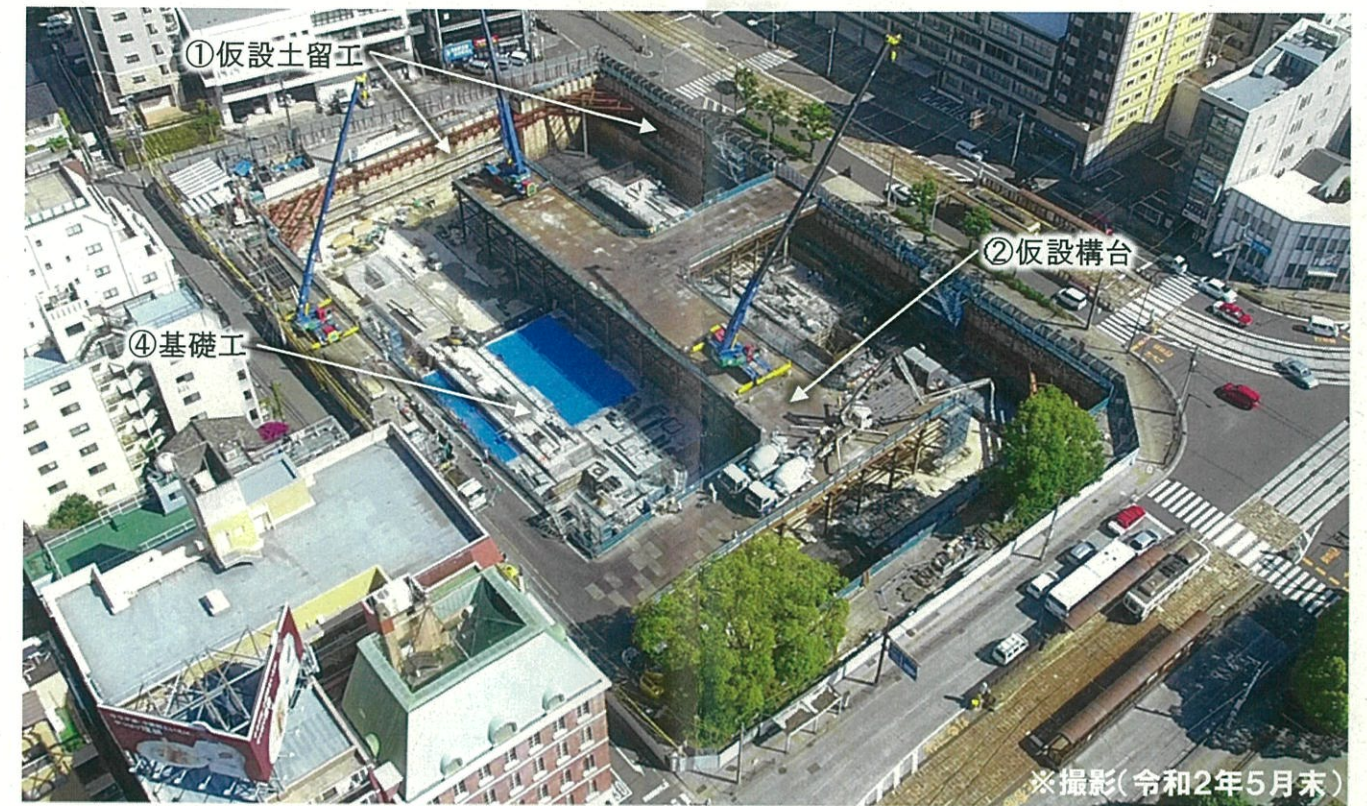
● 建築工事進捗状況

- ▶ 建築工事は、これまでに、①仮設土留工(H鋼とアンカー、矢板で周囲の土の崩壊を抑え)、②仮設構台工(クレーン車やコンクリートポンプ車等が作業するための鉄骨足場)、③地下掘削工(地下約10mまで大型重機で掘削)を行いました。
- ▶ 令和2年5月末時点、地下掘削工が完了し、「基礎工(建物を支える厚い鉄筋コンクリートの土台)」を施工中です。その後、地下に駐車場、免震層を順に施工していきます。

※右図の赤色範囲が、基礎工施工箇所



(7) 現況写真



建設地南東側(市民会館側)上空より撮影



建設地上空より撮影